

千 環 審 第 1 7 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日

千葉県環境審議会
大気環境部会長 安達 元明 様

千葉県環境審議会
会長 田畑 貞寿



審議事項の部会への付議について
平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日付け大第 9 8 0 号で知事から諮問の
あった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第 5 条の規定
により、貴部会に付議しますのでよろしくご審議願います。

記

大気環境常時測定局の配置方針について



大 第 9 8 0 号

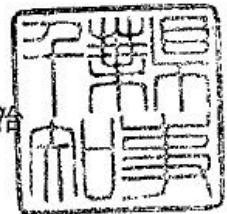
千葉県環境審議会 様

大気環境常時測定局の配置方針について（諮問）

二酸化窒素、光化学オキシダント等の大気汚染状況を的確に把握し、大気汚染防止対策に資するため、大気環境常時測定局の配置方針について、諮問します。

平成22年12月10日

千葉県知事 鈴木 栄治



（諮問理由）

平成21年9月に新たな大気汚染物質として微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定されたことに伴い、大気汚染状況の常時監視に関する事務処理基準が改正され、微小粒子状物質（PM2.5）に係る規定が追加されるとともに、既存の二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定項目についても見直しが行われた。

そのため、微小粒子状物質（PM2.5）の測定局整備を含めた測定局について、本県の大気汚染状況及び地域特性を反映した配置方針を検討する必要がある。